立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

宗秩寮總裁

海軍主計中尉工富 力外六十五名叙位の件

昭和廿三年二月十四日 裁可 各月各日達
宣旨 二月二十一日 報奏

宮内省

一、業務第一〇三号

第一課員長子目安夫殿

宗秩寮総裁 稲葉小弼公典

昭和二十三年 三月十五日

別紙 海軍主計中尉 工富 力外六十五名叙位の件

丙 達第三六二號

海軍主計中尉工富　力外六十五名敍位の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年二月十四日

内閣總理大臣　吉田　茂

内閣

内閣位第一一四號

起案 昭和二十二年二月 日

内閣書記官長

内閣総理大臣

内閣事務官

裁可 昭和二十二年二月十四日

決定 昭和 年 月 日

施行 昭和 年 月 日

海軍主計中尉工富 力外六十五名叙位の件

本件ハ戦死者ニ付特ニ各月各日付ヲ以テ叙位後合方或計ハレ度 内閣

内閣

大東人間位第一一〇號

敍從七位　昭和二十年四月二十八日

高等官七等　海軍主計中尉　正八位　工　富　力

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

四五二

海軍中尉	海軍大尉
正八位	從七位
赤井武治	中岑卓
從七位	正七位
昭和十九年十二月七日	昭和二十年九月六日
一等	一等
官	官

敍正七位	昭和九年二月二日	陸軍大尉從七位	甲斐島鞆治
敍從七位	同 高等官六等	陸軍中尉正八位	島田五男
同	同 高等官七等	同	濱村善輝
同	同	同	上田元
敍正七位	同年五月五日 高等官六等	陸軍大尉從七位	安部克己
敍正八位	同年一月三十日 高等官八等	陸軍衛生少尉	高野靖
同	同年二月一日	陸軍少尉	桶口原則
同	同	同	長井舜一
敍從六位	同年二月二十四日 高等官五等	陸軍少佐正七位	内藤正治

叙正七位	昭和二年五月二日 高等官六等	陸軍大尉従七位	吉川純市	
同	同年三月二十五日	同	牛島輝次	
同	同年三月二十八日	同	武下圭助	
同		陸軍軍醫大尉同	梅村友之	
同	同年三月十九日	陸軍大尉同	平野定政	
同	同年三月二十五日	同	綾部正之	
叙従七位	同年三月二十七日 高等官七等	陸軍中尉正八位	武村秀雄	
同	同年三月二十八日	同	青柳芳壽	
叙正七位	同年三月二十八日 高等官六等	陸軍大尉従七位	小梨賢一	
叙従七位	同年四月十日 高等官七等	陸軍中尉正八位	沼田修司	
叙正七位	同年四月十一日 高等官六等	陸軍大尉従七位	太田新三郎	
叙従七位	同年四月十二日 高等官七等	陸軍中尉正八位	稲泉實行	
同	同年四月十五日	同	藤原健次	
叙正七位	同年四月十六日 高等官六等	陸軍大尉従七位	北村末男	
叙従七位	同年四月十八日 高等官七等	陸軍中尉正八位	高下勇	

同　同年五月廿日　陸軍大臣ヨリ　陸軍大臣ヨリ

叙正七位	同年六月二日	高等官大等	陸軍大尉從七位小野秀逸
叙正八位	同年六月四日	高等官八等	陸軍憲兵尉 池田正二
叙正七位	同年六月九日	高等官大等	陸軍大尉從七位大木喬
叙從七位	同年六月十五日	高等官七等	陸軍中尉正八位宗森登
同			同 同 山本忠一
同	同年七月一日		同 寺田正藏
叙正七位	同年七月三日	高等官大等	陸軍大尉從七位田邊宜夫

同	同年七月五日		同 坪坂博
叙正八位	同年七月二十日	高等官八等	陸軍軍醫少尉 田原猾介
叙從七位	同年八月五日	高等官七等	陸軍中尉正八位加藤彦作
叙正七位	同年八月八日	高等官大等	陸軍大尉從七位木村實
同	同年八月十一日		同 關根亮一
叙從七位	同年八月十三日	高等官七等	陸軍中尉正八位高居健一
叙正七位	同年八月十三日	高等官大等	陸軍大尉從七位三好確郎
叙從七位	同	高等官七等	陸軍中尉正八位小川久夫

叙正八位　昭和三年八月十六日　高等官八等　陸軍軍醫監　畠山豊助

叙從七位　同年八月三日　高等官七等　陸軍中尉　正八位　岡本哲彌

同　同年九月一日　同　同　今給黎正治

叙從六位　同年十一月十二日　高等官五等　陸軍主計少佐　正七位　金子秋藏

叙從七位　同年十二月十八日　高等官七等　陸軍中尉　正八位　倉員朝三郎

叙正七位　同年一月五日　高等官六等　陸軍軍醫大尉　從七位　古川龍藏

同　同年一月十六日　陸軍大尉　同　小野景一郎

叙從六位　同年四月四日　高等官五等　陸軍少佐　正七位　森木岩根

叙正八位	昭和二年九月六日 高等官八等	陸軍輜重兵尉	畠山豊助
叙従七位	同年八月三日 高等官七等	陸軍中尉正八位	岡本哲彌
同	同年九月一日	同	今給黎正治
叙従六位	同年十二月十二日 高等官五等	陸軍主計少佐正七位	金子秋藏
叙従七位	同年十二月十八日 高等官七等	陸軍中尉正八位	倉員朝三郎
叙正七位	同年十二月十五日 高等官六等	陸軍輜重兵尉従七位	古川龍藏
叙従六位	昭和二年十二月十日 高等官五等	陸軍少将	森本安郎

二復人秘第八號ノ一四九

昭和二十二年二月五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿

叙位について照會

二月一五日復二秘人第一〇五號叙位取扱について申請された左記の者は行方不明者として定期進級より除かれた者であるが、今般グアム島より生還せるに付進級相當位として赤井海軍中尉は昭和二十年四月二日附従七位に、中峯海軍大尉は昭和二十年九月六日附正七位に叙せられるやう取計はれたい。

復二秘人第九〇號

昭和二十二年二月八日

復員廳總裁　男爵　幣原喜重郎

内閣總理大臣　吉田茂殿

海軍主計中尉工富力の敍位について別紙の通り申牒する。

追て本件は特に進級と同日附發令されたい、尚本件は

文武官敍位進階内則第四條に依るものである。

復二秘人第一〇一五號

昭和二十二年二月五日

復員聽總裁　男爵　幣原喜重郎

内閣總理大臣　吉田茂殿

海軍中尉赤井武治外一名の敍位について別紙の通り申牒する。

追て右の者は行方不明中の處今般歸還し昭和二十一年

十月二十七日復員したので、昭和二十年内閣人閣議第九〇七號に依つて進級を遡及發令されたので、それに伴ふ相當位も亦同號に依り夫々の定例敍位發令の日に遡及發令願ひたい。

海軍中尉赤井武治は昭和二十年四月二日附從七位に、海軍大尉中峯卓は昭和二十年九月六日附正七位に發令されたい。

尚本件は文武官敍位進階内則第二條に依るものである。

一復業位第九九號

昭和二十年二月　日

復員廳總裁男爵幣原喜重郎

内閣總理大臣　吉田茂殿

陸軍大尉甲斐島幹治外六十二名敍位の件上申

追て右の者は目下任官上申中につき任官の上は同日附敍位發令せらるゝ樣御取計らい願ひます

官報不登載

東京 小林紙

五

叡授

宗秩寮總裁

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

海軍少將武田勇外六名特旨敘位の件

昭和廿二年二月十九日裁可 各日各日達
書類部入 二月廿四日

宮内省

十月二十七日復員したので、昭和二十年内閣人閣議第[illegible]号に依つて進級を遡及發令されたのでそれに伴ふ相當位も亦同時に依り未々の定例敘位發令の日に遡及發令願ひたい。

海軍中尉赤井武治は昭和二十年四月二日附從七位に、

海軍大尉中峯卓は昭和二十年九月六日附正七位に發令願ひたい。

[illegible]

内閣總理大臣 吉田茂

[illegible]

昭和二十二年二月 日